

組合 Q & A

出資証券の質入、担保について

Q II 事業協同組合の出資証券は、組合の承認があれば金融機関等に担保あるいは質入れができるか。

【A】 組合出資証券の質入を禁止する法律規定は何もないので、質入れは可能であるが、出資証券は自由に譲渡できず、それ自体換金価値を有する有価証券ではないので、質権の対象物たり得る価値はほとんど有していない。したがって組合としては、これに承諾を与えないことを原則とすべき。

出資証券紛失の際の取扱いについて

Q II 協同組合の組合員が、その出資証券を紛失した場合、組合及び組合員はどのような手続きをしたらよいか。

【A】 出資証券は、市場性を有する証券ではないから、一般の有価証券と同様に取扱いする必要はなく、例えば預金通帳、領収書等の紛失の場合の取扱いと同様組合員より紛失届を提出させ、それによ

り組合は新たに証券を再交付するだけで差し支えない。したがって、公示催告の手続きは要しない。

総会の議長を複数制にするこ とについて

Q I II 総会の議長は、必ず一人で行なければならないか、その理由は。

Q II 複数でも良いとすれば、実際問題としてその運用を如何にすべきか。

【A I】 総会の議長については、中協法に必ず一人で行なければならないという規定はないので、実施組合は皆無と思うが、複数性をとつても法律違反にはならないと解する。

【A II】 しかし、議長は、会議体としての総会を代表し、その議事を主宰する職務を有するものであるから、これを複雑にすることは議長団内部の意思統一や調整が必要となり、実際問題としてその統一が困難となる場合も考えられ、議事の円滑な進行を阻害することともなりかねないので、一人であることが望まれる。

特殊な事情等により複数性を取らざるを得ない場合には、できるだけ数を少なくするとともに、議

長間で合議制を取るようにする必要があり、また、議長間で職務の分担が可能な場合はそれを明確に規定するか、可否同数の場合の決定権の行使を考慮し議長の意思統一が円滑でないと予想されるときはこれを奇数とすることなども考慮すべきであろう。

理事の代理人による理事会出席について

Q II 組合の理事が理事会に出席できないときは、代理人を参加させることができるか。

【A】 組合の理事は個人的信頼に基づき選任され、かつ、組合と委任契約を締結したものであるから、その権利の行使及び義務の履行は、理事自らの意思及び行為として行われるべきである。

また、中協法第36条の3第2項においては、組合が特に定款に定めた場合には書面によって理事会の決議に参加することができるとしていることの反対解釈から、理事は、代理人によって議決権行使することはできないと解する。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

組合士検定にチャレンジ!!

○記述問題からの出題○

（本問題は、試験時に4行以内で記述する問題です。解答例は120字以内です。）

【第一問】 組合員名簿について記載事項、備置き・閲覧に関し知るところを述べよ。

【第二問】 事業協同組合における直接奉仕の原則について説明せよ。

《解答》 【第一問】 組合は、各組合員の氏名又は名称、住所又は居所、加入年月日及び出資口数・金額・払込年月日を記載した組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かねばならない。組合員及び組合の債権者から閲覧・謄写請求があった場合は、正当な理由なくこれを拒めない。

【第二問】 組合は、利益を上げて、それを組合員の出資に充じて利益分配することを目的とする事業体ではない。組合の共同経済事業、教育事業等を通じて組合員の自主的経営活動に対して直接的な奉仕をし、組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とするものである。